

多文化共生社会推進計画 改訂スケジュール（案）

時 期	内 容
令和5年6月上旬	第1回宮城県多文化共生社会推進審議会（諮問）
令和5年7月上旬	6月議会へ前年度施策の報告
令和5年8月下旬	第2回宮城県多文化共生社会推進審議会（骨子案審議）
令和5年11月下旬	第3回宮城県多文化共生社会推進審議会（中間案審議）
令和5年12月上旬	議会常任委員会へ中間案報告
令和5年12月中旬～令和6年1月中旬	パブリックコメントによる中間案に対する意見照会
令和6年1月下旬	第4回宮城県多文化共生社会推進審議会（最終案審議）
令和6年1月下旬	宮城県多文化共生社会推進審議会答申
令和6年2月上旬	みやぎ国際戦略推進本部幹事会
令和6年2月中旬	みやぎ国際戦略推進本部会議
令和6年3月上旬	議会常任委員会で議案審査
令和6年3月下旬	公表

○多文化共生社会の形成の推進に関する条例（抄）

（多文化共生社会推進計画）

第七条 知事は、多文化共生社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生社会推進計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

2 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、宮城県多文化共生社会推進審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前三項の規定は、計画の変更について準用する。